中部山岳国立公園

乗鞍地域管理計画書

昭和 60 年 3 月
（平成 5 年 3 月一部改訂）

環境庁中部山岳国立公園管理事務所

序

国立公園は、いうまでもなく自然公園法や各種通達等に基づいてその管理を行っているが、各々の国立公園に関しては、その特性・指定目的に沿ってその公園の実情に即した具体的な管理方針を定める必要がある。

また一方、国立公園の管理は、国及び県が協調して行うことになっているが、地元市町村をはじめ国立公園内で事業を営む者、居住する者等の理解、協力も不可欠である。

この管理計画は、中部山岳国立公園最南部の平湯、安房峠以南の乗鞍地域一帯について、従来から行ってきた公園管理業務に一貫性をもたせるため、許認可に関する取扱いのほか、美化清掃、利用者指導、その他の業務についても具体的な指導方針を明確化するために作成したものである。本計画は新たな規制や制約を設けるものではなく、また、公園計画の変更や自然的・社会的条件の変化等に応じて変更することもある。

本計画の作成に当たっては、環境庁自然保護局内に設置された「中部山岳国立公園乗鞍地域管理計画検討会」において、昭和58、59年度の２ケ年にわたり延４回の検討会のほか、現地調査、関係行政機関・地元民との個別打合会等を開催し、まとめたものである。

貴重な時間をさいてご参画いただいた検討員をはじめ関係各位には、多くの有意義なご意見、ご提言を賜わりここに厚くお礼申上げるとともに、本地域の公園管理に今後とも一層のご支援とご理解をお願い申上げる次第である。

昭和60年3月

環境庁自然保護局
中部山岳国立公園管理事務所長
近　藤　雅　春

序 （改訂版）

乗鞍地域管理計画は昭和60年3月策定（当初）以来8年が経過し、平成4年7月には中部山岳国立公園公園計画の変更（点検）も行われた。この間、当該地域の実状に若干の変化も見られたため、今回、より実状に即した適正な保護と利用の一層の推進を図るため、当該管理計画の一部改訂を行った。

改訂にあたっては、平成3，4年度の2か年にわたり設置された「中部山岳国立公園南部地域管理計画検討会」での検討を経て、とりまとめたものである。

平成5年3月

環境庁自然保護局
中部山岳国立公園管理事務所長

小板橋　延　弘

（主な改訂点）

乗鞍高原地区管理計画区

風致景観に関する事項のうち宿舎事業取扱方針について

① 改正理由：河川境界線”の意味するところが不明瞭なためこれを削除する一方、河畔の風致保全の必要性を明確にするため。

項　目	変　更　前	変　更　後
壁面線の後退	建築物の壁面線（建築物の外壁又は、これに代わる柱の中心線の水平投影線をいう）が次の各号に掲げるものから当該各号に掲げる距離以上離すものとする。 ① 公園事業道路（車道）の敷地境界線　10m ② 河川境界線　8m ③ 敷地境界線　5m	建築物の壁面線（建築物の外壁又は、これに代わる柱の中心線の水平投影線をいう）が次の各号に掲げるものから当該各号に掲げる距離以上離すこと。 ① 公園事業道路（車道）の敷地境界線　10m ② 敷地境界線　5m さらに河畔の風致保全の為に、河川からは極力壁面線を離すこと。

② 改正理由：建築物の屋根勾配を確保し適切な景観誘導を行うため。

項　目	変　更　前	変　更　後
規　模（高さ）	建築物の高さ（避雷針、煙突及びアンテナを除いて算出した建築物の高さ）が13mを超えないものであり、かつ地上部分は、3階建以下とする。ただし、既に高さが13mを超えている建築物の改築又は増築にあっては、既存建築物の高さを超えないものとする。	建築物の高さ（避雷針、煙突及びアンテナを除いて算出した建築物の高さ）が15mを超えないものであり、かつ地上部分は、3階建以下とする。ただし、既に高さが15mを超えている建築物の改築又は増築にあっては、既存建築物の高さを超えないこと。

目　　次

第１　基本方針 …… 1
1. 管理計画作成方針 …… 1
2. 管理計画区区分方針 …… 1
（附図）管理計画区区分図 …… 3
第２　乗鞍山上地区管理計画区 …… 5
1. 概要及び管理方針 …… 5
2. 風致景観の管理に関する事項 …… 7
3. 利用者の指導に関する事項 …… 10
4. 地域の美化修景に関する事項 …… 11
第３　乗鞍高原地区管理計画区 …… 12
1. 概要及び管理方針 …… 12
2. 風致景観の管理に関する事項 …… 15
3. 利用者の指導に関する事項 …… 19
4. 地域の美化修景に関する事項 …… 20
第４　平湯地区管理計画区 …… 21
1. 概要及び管理方針 …… 21
2. 風致景観の管理に関する事項 …… 22
3. 利用者の指導に関する事項 …… 25
4. 地域の美化修景に関する事項 …… 26
第５　単独施設地区管理計画区 …… 26
Ⅰ. 日影平地区 …… 26
1. 概要及び管理方針 …… 26
2. 風致景観の管理に関する事項 …… 27
3. 利用者の指導に関する事項 …… 28
4. 地域の美化修景に関する事項 …… 28
Ⅱ. 白骨温泉地区 …… 28
1. 概要及び管理方針 …… 28
2. 風致景観の管理に関する事項 …… 29
3. 利用者の指導に関する事項 …… 30
4. 地域の美化修景に関する事項 …… 30

Ⅲ. 沢渡地区 …… 31
1. 概要及び管理方針 …… 31
2. 風致景観の管理に関する事項 …… 32
3. 利用者の指導に関する事項 …… 32
4. 地域の美化修景に関する事項 …… 32
第６ 乗鞍山麓地区管理計画区 …… 33
1. 概要及び管理方針 …… 33
2. 風致景観の管理に関する事項 …… 34
3. 利用者の指導に関する事項 …… 35
4. 地域の美化修景に関する事項 …… 35
（附表）
別表１ 各管理計画区共通許可取扱方針 …… 36
別表２ 各管理計画区共通公園事業取扱方針 …… 37

第1. 基 本 方 針

1. 管理計画作成方針

当地域は、中部山岳国立公園の最南端に位置する標高3,026.3ｍの乗鞍岳（剣ケ峰）を主峰とする乗鞍火山群を中心に、その裾野一帯標高約1,000ｍから3,000ｍに至る山岳・高原地域であり、登山・キャンプ、自然探勝・スキーをはじめ山麓部には湯量豊富な温泉もあり、四季を通じて多様な利用がなされている。

長野、岐阜の県境は主稜線を通っており、稜線の西側（岐阜県側）に位置する乗鞍鶴ケ池（標高約2,700ｍ）へは両県側からそれぞれ車道が通じ、高山帯まで自動車で到達可能な集団施設地区となっている。

そのため手軽に高山帯の自然に触れることができる反面、一部には利用者の増大等による自然の荒廃も進みつつあり、当該地区の原始的な高山性自然の保護と快適な利用環境の保全を図る必要に迫られている。

本管理計画は、上記の乗鞍鶴ケ池一帯のほか、これと関連の深い乗鞍高原、平湯、白骨等を含む安房峠以南の地域、約18,520 ㏊を対象とし、これらの地域について地域の特性及び従来の管理実態等を踏まえつつ、学識経験者、関係行政機関等によって構成された検討会での討議を経て本地域における適正な保護と利用を推進していくための基本的な方向を示し、さらに現地管理業務の一層の徹底と円滑化を図るため、各種事項について具体的な指導及び取扱方針を策定するものである。

2. 管理計画区区分方針

本管理計画区域は、自然の条件、現在の利用形態及び公園計画上の取扱い等を考慮して、次の５地区に区分する。

なお、単独施設地区管理計画区については、それぞれの地区が離れておりその地域特性も異なることから、さらに細分する。

(1) 乗鞍山上地区管理計画区
　乗鞍鶴ケ池集団施設地区、及び特別保護地区
(2) 乗鞍高原地区管理計画区
　乗鞍高原集団施設地区、及び利用上関連の深い周辺地域
(3) 平湯地区管理計画区
　平湯集団施設地区、及び平湯大滝地区
(4) 単独施設地区管理計画区

① 日影平地区

② 白骨温泉地区

③ 沢渡地区

⑸ 乗鞍山麓地区管理計画区

上記⑴、⑵、⑶、⑷を除いた乗鞍岳山麓一帯の地域

これらの区分は次頁の区分図によるものとする。

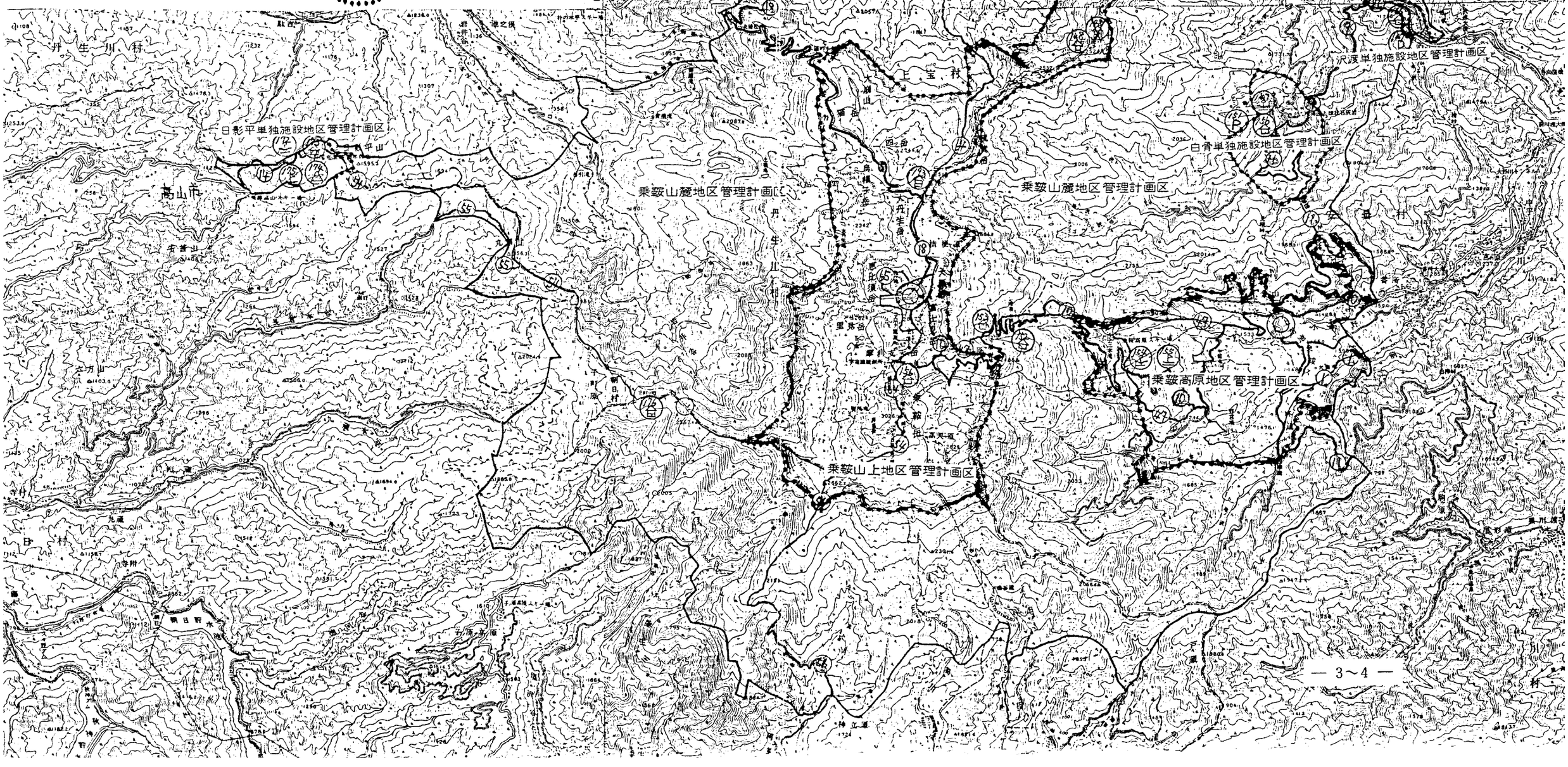
中部山岳国立公園乗鞍地域管理計画区区分図

1000　0　1000　2000　3000

凡　例

公園区域

管理計画区



第２．乗鞍山上地区管理計画区

１．概要及び管理方針

(1) 概　　要

項　　目		概　　要
範　　囲		岐阜県大野郡丹生川村、同高根村、岐阜県吉城郡上宝村、及び長野県南安曇郡安曇村のうち別添図に示す区域
土地所有		国有林
公園計画	保護計画	保護規制計画 特別保護地区、第２種特別地域、指定湖沼（鶴ケ池、亀ケ池、五ノ池、権現池） 保護施設計画　　植生復元施設（乗鞍岳）
	利用計画	乗鞍鶴ケ池集団施設地区（詳細計画あり） 単独施設 宿舎　２（十石山、乗鞍岳肩） 避難小屋　１（乗鞍土俵ケ原） 道　路 車道２路線（平湯乗鞍岳線、番所乗鞍岳線） 歩道４路線（日影平乗鞍岳線、平湯乗鞍岳線、魔王岳恵比須岳線、乗鞍高原乗鞍岳線）
他法令及び権利制限関係		水源かん養保安林 鳥獣保護区特別保護地区
自然の概要	標高（最低～最高）	2,000 m～3,026 m　（剣ケ峰）
	植　　生	乗鞍火山群による火山活動の痕跡である火口湖（権現池、五ノ池）火口原、火口壁等様々な火山地形がみられる。地表は火山性噴出物に広くおおわれている。

項　　目		概　　要
自然の概要	植　　生	高山帯植生～亜高山帯針葉樹林 ハイマツ群落（ハイマツ、コケモモ、ガンコウラン等） 高山植物群落（チングルマ、アオノツガザクラ、ミヤマキンバイ、ハクサンイチゲ等）
	動　　物	ニホンカモシカ、オコジョ等の哺乳類の他、鳥類として、ライチョウが特筆される。他に高山蝶（コヒオドシ、ミヤマモンキチョウ）等高山性の動物が多くみられる。
	そ の 他	積雪量多く、夏まで残雪があり雪渓をなしている。
利用の概要	年間利用者数	約55万人
	利用期間	5～10月、最盛期は7月中旬～8月下旬で、冬季は道路が閉鎖される。
	利用施設の現況	
	宿泊施設	公園事業宿舎　4軒
	野営施設	な　し
	休養施設	乗鞍鶴ケ池園地
	公共施設	駐車場2カ所、公衆便所3カ所、バスターミナル、郵便局
		道路公社職員詰所、高山植物監視所
	その他	売　店
		乗鞍本宮
その他特記事項		国立天文台乗鞍コロナ観測所、東京大学宇宙線研究所が山上地区に設置されている。

(2)　管理方針

本計画区は、乗鞍鶴ケ池集団施設地区（第2種特別地域）及び乗鞍剣ケ峰を主峰とした北方へ連なる火山群（特別保護地区）を主体とした地域で、乗鞍鶴ケ池へは岐阜・長野両県側から車道が通じ、利用拠点としての整備が進んでいるが、区域全体としてはほぼ高山帯に属し、原始的で雄大な山岳景観を呈している。

従って、本計画区における管理方針としては、火山地形、高山性の動植物等、特別保護地区内の自然景観を厳正に保護していくとともに集団施設地区内の適正な保護と利用を推進していくものとする。特に当該地域の植生はいったん破壊されるとその回復はきわめて困難であり踏圧などの人為的影響による土砂流出、堆積等、植生の破壊に対しては適切な防止及び復元対策を実施していくものとする。

また、本計画区に到達する車道については、交通の安全確保と自然環境の保全を図るため、自動車利用の適正化について、より有効な方策をさらに検討しつつ引続き実施していくものとする。

2.　風致景観の管理に関する事項

(1)　基本方針

乗鞍岳の主要な山岳景観を構成し、高山性動植物の生息、生育地となっている特別保護地区については、厳正に保護するものとし、特別地域については集団施設地区になっていることから、周辺の風致景観との調和を図りつつ、適正な公園利用のための整備については充分配慮する。

(2)　許可取扱方針

「国立公園内（普通地域を除く）における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月20日付環自企第570号）」（以下審査指針という）によるほか、次のとおりとする。

行為の種類	項　　目	取　扱　方　針
1. 工　作　物	基本方針	公園計画に合致する利用施設は原則として公園事業として把握し、法17条及び18条による許可処分の対象としては取扱わない。
(1) 建　築　物	位　　置	目的、内容等の諸条件から、風致景観上の支障が最小となる位置とする。
	規　　模	風致判断に重点を置き、必要最小限とする。
	デザイン	屋根の形状は、切妻、寄棟等落ちつきのある勾配屋根とする。
	材　　料	外部意匠は単純な形態とし、極力天然の素材を使用する。
	色　　彩	屋根はこげ茶色又は茶色系統とし、外壁のうち自然材料で被覆されていない部分については茶または白色系統とする。
(2) 電　　柱	基本方針	現在本計画区においては電柱等は設置されておらず、今後とも新たな電力線の設置については地下埋設で行う。
(3) 遭難慰霊碑等	基本方針	原則として許可しない。
(4) 自動販売機	基本方針	原則として屋外には設置しない。

行為の種類	項　目	取　扱　方　針
2. 広　告　物		
(1) 誘導看板	基本方針	原則として許可しない。
(2) 敷地内営業用	規　模	同一敷地内において表示面積は5.0㎡以内とする。
(3) 看　板　類	色　彩	こげ茶、濃緑、黒、白系統の4色以内とする。

(3) 公園事業取扱方針

別表2「各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか次のとおりとする。

事業の種類	地　区	項　目	取　扱　方　針
宿　舎	乗鞍鶴ケ池	基本方針	乗鞍岳一帯の自然探勝の利用基地として既存施設の充実整備を進めていく。
		規　模	建物の高さは原則として13mを超えないこと。
		色　彩	屋根はこげ茶色または茶色系統とし、外壁のうち自然材料で被覆されていない部分については茶または白色系統とする。
	乗鞍岳肩	基本方針	乗鞍岳登山及びサマースキーの基地として既存施設の充実整備を図る。なお増改築にあたっては、現在の宿舎のデザイン、色彩等を継承する。
	十石山	基本方針	十石山登山者の緊急避難を兼ねた小規模な山小屋としての整備を図る。
園　地	乗鞍鶴ケ池	基本方針	地区一帯の歩道計画と関連した園地整備（園路、休憩広場、展望広場、公衆便所等）を図るとともに、動植物を保護するための立入禁止の方策、植生の復元等自然環境の保全を図る措置を推進していく。
駐車場	〃	〃	管理組織の導入、駐車場の有料化等効率的な管理運営を図ることにより、既存施設の有効利用を促進していく。
案内所	〃	〃	利用者に対し、適切な情報を提供するとともに、休憩所としての機能をも確保する。
給水施設	〃	〃	地区の給水量の安定確保のための整備を基本とし、水源が汚染されることのないような措置を講ずる。
避難小屋	乗鞍土俵ケ原	基本方針	登山者の緊急避難のための施設として現状維持を図る。
道路（車道）	番所乗鞍岳線	基本方針	乗鞍高原から乗鞍山上・鶴ケ池へ通ずる道路で利用期間は7～10月となっている。現在改良工事が進められているが、道路の拡巾等については、ハイマツ植生等周辺の植生を保護することを重点とし、必要最小限に留める。 なお、大雪渓下部には必要最小限度の道路付帯（路傍）駐車場の整備を図る。
	平湯乗鞍岳線	基本方針	平湯峠から乗鞍山上・鶴ケ池へ通ずる道路で、昭和48年乗鞍スカイライン（有料道路）として開業したものである。利用期間は5～10月、積雪期は閉鎖しており、シーズン中の利用台数は約24万台となっている。改良工事は既に終っており、今後は法面の崩落防止、ハイマツ群落等周辺植生の後退防止等の効果的工法の検討、施工を推進していく。
道路（歩道）	乗鞍高原乗鞍岳線	基本方針	乗鞍高原から乗鞍岳肩への登山道で番所乗鞍岳線道路（車道）に沿って、所々で車道と交差しながら整備されている。現在は車道利用に押され、利用者は少ないが、集団登山などには有効に利用されており、今後も路面の補修、車道交差部の指導標の整備、美化清掃等に努める。
	日影平乗鞍岳線	基本方針	乗鞍山麓の西端、日影平から千町ケ原を経て乗鞍山頂・剣ケ峰に至るかなり長い登山道であり、刈払い、路面補修、標識整備等既存歩道の維持管理に努める。
	平湯乗鞍岳線	基本方針	平湯大滝から大丹生岳、鶴ケ池を経て剣ケ峰に至る登山道で、特に鶴ケ池から乗鞍山頂間は利

事業の種類	地　区	項　目	取　扱　方　針
	魔王岳 恵比須岳線	基本方針	用者が多い。路面、標識類の補修整備、美化清掃、高山植物の踏荒しの防止等に努める。 本歩道は恵比須岳で落石の恐れが大きく通行が危険なため現在は事業執行がなされていない。従って当面は魔王岳までを整備し、それ以奥は安全が充分確保されるまで通行止めを継続する。

3. 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア. 基本方針

地区一帯が高山帯に属し、各種の高山植物や特別天然記念物であるライチョウ等、貴重な動植物が身近にみられるという好条件を生かし、広範な利用者層への解説を行うことにより、自然とのふれあいを深め適正な公園利用への誘導を図ることを基本方針とする。

イ. 今後の方策

現在、夏季には畳平を中心に自然観察教室が行われているが、これらの行事をさらに充実発展させていくため、自然解説の中核施設としての博物展示施設等自然解説機能をもった施設の設置、各種ガイドブックの発行、自然解説員の養成確保等、各種利用情報の提供について有効な方策を検討する。

また自然保護思想の普及啓蒙、利用者の意識の向上を図るとともに高山植物の保護監視体制の強化に努める。

(2) 利用者の誘導、規制

ア. 地区全体に関する規制

高山帯の原生的な自然を保護するため、野営の禁止、登山道等の歩道や休憩広場等、定められた場所以外への立入禁止等の措置を講ずる。

イ. サマースキーに関する規制

サマースキーについては次のとおり規制のための措置を講ずる。

6月1日以降は、魔王岳北東斜面及び大雪渓以外は滑走禁止とする。

なお、両地区におけるサマースキーの適正利用については今後さらに調査検討を行う。特に大雪渓については、大雪渓下部の県道沿線駐車帯を含め、サマースキーエリアとしてのきめこまかい維持・管理をめざしていくが、当面は県道の駐車禁止を徹底させ、県道のスムーズな交通確保を図る。

(3) 自動車利用の適正化

ア. 現在実施している規制措置

乗鞍スカイライン（公園車道・平湯乗鞍岳線道路事業）では、昭和49年以来、乗鞍スカイライン自動車利用適正化連絡協議会を設け、次のとおり自動車利用適正化のための措置を実施してきている。

① 山頂駐車スペースは畳平及び鶴ケ池の2ケ所に限定する。これに伴い、鶴ケ池ロータリー西側路線は歩道専用とし自動車の乗入れを禁止する。また、ロータリー東側路線は車道として利用するが路傍駐車は禁止する。富士見台については展望広場として利用し、自動車の乗入れは禁止する。

なお、山頂駐車場が満車になった場合は、夫婦松の料金所において自動車の通行を規制する。

② 自動車の通行時間については、3時30分から20時までとし、夫婦松の料金所から畳平までの区間、夜間の通行は禁止する。

③ 前各号の措置の範囲内において路線バスの通行及び駐車の優先を図る。

イ. 今後の方策

人為的な影響を受けやすい高山地帯の自然生態系を保護し、静かで安全・快適な利用環境を維持していくため、今後も上記の措置を継続していくとともに以下の点についても検討を進めていくものとする。

① 長野県道乗鞍岳線の改良工事の進捗に伴って同県道を利用して山頂駐車場へ来る車が増大しており、今後関係機関との調整を図りつつ、同県道においても乗鞍スカイラインと同様な規制措置を講ずること。

② 駐車場満車時における道路通行規制及び路線バス等公共輸送機関の誘導方策等の確立を図ること。

4. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

乗鞍美化の会（清掃補助金交付団体）、乗鞍の自然を守る会等が美化清掃を行っているが、人件費の上昇等もあり事業量が伸び悩んでいるため、駐車場の有料化による新たな財源確保等事業規模の拡大・安定をはかり、さらに美化清掃活動を進めていくものとする。また、クリーンキャンペーン、ゴミ持帰り運動等のＰＲ活動にも積極的に取組むものとする。

(2) 植生復元計画等

高山植物群落は、いったん破壊されるとその回復はきわめて困難であり、畳平をはじめ現在一

部でみられる利用者による踏圧及び土砂の流出・堆積等土砂移動による裸地化を防止するとともに植生の復元を図るため、調査研究を推進し、早急に対策を講ずるものとする。

第3. 乗鞍高原地区管理計画区

1. 概要及び管理方針

(1) 概　要

項　目		概　要
範　囲		長野県南安曇郡安曇村のうち別添図に示す区域
土地所有		国有林、村有地、大野川区有地、民有地
公園計画	保護計画	第2種特別地域
	利用計画	乗鞍高原集団施設地区（詳細計画あり） 単独施設 園地（乗鞍高原） スキー場（乗鞍高原） 道　路 車道2路線（番所乗鞍岳線、奈川白骨線） 自転車道1路線（乗鞍高原線） 歩道1路線（乗鞍高原乗鞍岳線）
他法令及び権利制限関係		水源かん養保安林 砂防指定地（ワサビ沢）
自然の概要	標高（最低～最高）	1,360 m（番所・公園境界）～2,000 m
	地形・地質	乗鞍岳の東山麓に広がる火山性の高原で、全体に緩やかな傾斜地形となっている。乗鞍岳の溶岩流末端にあたる当該地区では三本滝、善五郎滝等がみられる他、高原各所に池沼や湿地が点在する。

項　目		概　要
自然の概要	植　生	○落葉広葉樹林域（標高1,700 m位より下部） 天然木はほとんどみられず2次林が多い。 ミズナラ林、シラカンバ林、カラマツ植林地、放牧地 ○亜高山帯針葉樹林域（標高1,600～1,700 mより上部） シラビソ・コメツガ林（自然園、歩道沿線） カラマツ植林地 ○池沼・湿原植生 ミズバショウ、ミツガシワ等（牛留池　他）
	動　物	ニホンカモシカ、キツネ、ノウサギ、リス、テン、コウモリ等の哺乳類の他カラ類をはじめとする高原性、森林性の鳥類も豊富である。 また池沼が多くトンボ類の生息も多い（エゾイトトンボ、ルリイトトンボ、カオジロトンボは生息地の南限）。他に特徴的なものとしては池沼のモリアオガエル、河川のイワナがあげられる。
	その他	半自然景観としての乳牛の放牧地が高原の主要景観を構成している。 昭和51年、湯川より温泉を引湯
利用の概要	年間利用者数	平成4年　実数　872千人 延数（同一人が2日間にわたる場合は2人として計算） 13,180千人
	利用期間及び利用形態	自然探勝、ハイキング、ピクニック、ドライブ、サイクリング、温泉保養、スキー等四季を通じて各種の利用がなされている。夏にかなり集中するが冬期スキー利用も増加傾向にある。
	利用施設の現況	
	宿泊施設	公園事業宿舎　76軒 ほかに民宿11軒、保養所4軒等があり収容力は合計 約3,500人
	野営施設	一ノ瀬野営場10.1 ha　収容力200～300人
	休養施設	園地（一ノ瀬、牛留、夜泣峠、孫市平）
	休憩施設	休憩所（一ノ瀬、牛留）
	公共施設	駐車場（一ノ瀬、鈴蘭、牛留）、公衆浴場（鈴蘭） 公衆便所（一ノ瀬、鈴蘭、牛留）

項　　目		概　　要
利用の概要	教化施設	博物展示施設（乗鞍自然保護センター）
	スキー施設	スキー場　約140 ha
	運動施設	テニスコート　約10面
	その他	食堂、売店、案内所等

(2)　管理方針

本地区は乗鞍岳の東麓に広がる自然性の豊かな地域であり、現在の多様な自然景観を保持していくことを基本とする。特に開放的なシバ草地、シラカンバ林及び各所に残る自然林についてはその特性を生かした保全を図り、宿泊施設の集中する地区についても良好な自然環境の維持、創出に努め地区全体として高原景観の質を高めていくものとする。また各利用拠点を結ぶ歩道網の充実整備等により滞在型利用の推進を図る。

主な保全対象に関する管理方針は次のとおりとする。

保全対象	管　　理　　方　　針
シバ草地	高原としての開放的な雰囲気を最もよく表わしており、自然状態のまま園地としても利用可能なため、その維持に努める。
シラカンバレンゲツツジ	高原景観を代表する樹種であり、多くの利用者に好まれていることから、その保護育成に努める。ズミ、スモモについても同様とする。
ミズバショウスズランヤナギラン	局地的ではあるが、これらの群生地は乗鞍高原の自然探勝にとって重要性が高く、周辺の自然を含めてその保護を図る。
陸水域	池沼はそれ自体、景観の重要な構成要素であるが、トンボ類、モリアオガエル等の生息地ともなっており、周辺の自然とともにその保全に努める。また河川についてもイワナ等の生息地としてあるいは親水空間として極力保全を図る。

2.　風致景観の管理に関する事項

(1)　基本方針

地区全体として統一のとれた高原景観が構成されるよう施設の規模、デザイン、色彩等についてきめの細かい指導を行うとともに、修景植栽を積極的に推進していく。また、小大野川は、周辺施設からの汚排水により水質の悪化がみられるため、工作物の新改増築にあたっては、汚排水の処理方法について特に留意する。

(2)　許可取扱方針

自然公園法第17条第３項に規定する行為については、審査指針及び別表１「各管理計画区共通許可取扱方針」によるほか、次のとおりとする。

行為の種類	項　　目	取　　扱　　方　　針
1. 工作物	基本方針	公園計画に合致する利用施設は原則として公園事業として把握し、法17条による許可処分の対象としては取扱わない。
(1) 建築物	基本方針	六兵整備計画区、女小屋整備計画区、一ノ瀬整備計画区、奥一ノ瀬整備計画区においては原則として許可しない。
	規模	風致判断に重点を置き、必要最小限とする。
	デザイン、色彩	乗鞍高原宿舎事業の取扱方針に準じた指導を行う。
	材料、他	なお、住宅等であっても上記取扱方針に準じた指導を行う。但し、敷地、地形等の制約により後退できないという明確な理由がある場合はこの限りでない。
	壁面線の後退	
(2) 電柱	位置	①　主要展望地点、展望方向の景観に支障がある位置には原則として許可しない。 ②　電気、電話が併行する場合は共架を原則とする。 ③　幹線道路沿線については地下埋設化を検討するとともに宿泊施設区内についても建物の裏側へ回線をまわすこと等を検討する。 ④　一ノ瀬地区等、景観を保護する必要の大きい地区については原則として地下埋設とする。
	色彩	原則として素材色とする。
	その他	広告物は掲示、掲出させない。
(3) 道路（車道）	基本方針他	別表２「各管理計画区共通公園事業取扱方針」のうち道

行為の種類	項　目	取　扱　方　針
		路（車道）の取扱方針に準じて取扱う。
(4) 河川改修	基本方針	必要最小限の範囲とし、原則として河床の舗装は行わない。護岸は原則として自然石又は自然石に模したブロックを使用する。
	修景緑化	改修河川の両岸には、当該地域に生育する樹木と同種の樹木により、修景のための植栽を行う。
2. 広告物	基本方針	規模は必要最小限とし、老朽化したものについては撤去、建替等を指導する。
	（材料・色彩）	主要材料は木材とし、地色は茶系統色、文字等は白を基調とする。
	（照　明）	照明は動光点滅を伴わず、白色または昼光色の外部照明とする。
(1) 総合案内板	位　置	駐車場、バス停留所周辺等利用者が集中し、利用効果の高い地点で、風致上の支障の少ない位置を選定して設置する。
	表示面積	10㎡以内とする。
(2) 誘導看板	位　置	主要道路からの分岐点等必要性が認められる場所以外には設置しない。
	設置数	1施設につき3点以下とする。
	形　態	複合の施設への誘導を必要とする地点にあっては、統合する。
	高　さ	県道からの分岐点に設置するものにあっては2.8ｍ以下とし、それ以外の分岐点に設置するものは2.5ｍ以下とする。
	表示面積	1施設の表示板の大きさが、県道からの分岐点に設置するものについては、縦0.15ｍ、横1.00ｍ以下とし、それ以外の分岐点に設置する場合は縦0.10ｍ、横0.60ｍ以下とする。
	表示内容	施設名、距離程度にとどめ、営業内容、商品広告等は表示しない。
	そ の 他	統合誘導看板にあっては、地区のシンボル・マーク、名称等を記入した表示板を付帯させることができるものとする。ただし、その大きさは0.5㎡以下とする。
(3) 敷地内営業用看板類	数	乱立を避け必要最小限の数とする。
	規　模	独立して設置する場合は高さ2.5ｍ以下とし、表示面積は同一敷地内において5.0㎡以下とする。
3. 木竹の伐採	基本方針	各種施設の維持管理上必要と認められ風致景観上の支障が少ないもの以外は原則として許可しない。ただし一ノ瀬地区等、開放的な草地景観を維持するためあるいはレンゲツツジ群落の保護のための除伐については認める。なお、地域森林施業計画に基づく通常の森林施業については、別途取扱う。

(3) 公園事業取扱方針

別表2「各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか、次のとおりとする。

事業の種類	地　区	項　目	取　扱　方　針
宿　舎	乗鞍高原	基本方針	宿泊の用に供する建物のうち、以下の要件を満たすものについて、宿舎事業として取扱う。 ① 旅館業法による許可を得たもの又は得る見込みのあるもの。 ② 通年営業を行うもの。 ③ 宿泊定員が20人以上のもの。 ④ 特定の利用者のみを対象としないもの。
		位　置	乗鞍高原集団施設地区鈴蘭・楢ノ木整備計画区内以外は原則として認めない。また、地区内であっても建築物にかかる土地の地形勾配が30%を超えない場所を選定すること。
		壁面線の後退	建築物の壁面線（建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線をいう）が次の各号に掲げるものから当該各号に掲げる距離以上離すこと。

事業の種類	地　区	項　目	取　扱　方　針
			① 公園事業道路（車道）の敷地境界線 10ｍ ② 敷地境界線 5ｍ さらに河畔の風致保全の為に、河川からは極力避面線を離すこと。
		規　模 （建ぺい率）	総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和）の敷地に対する割合は20%を超えないこと。
		（高　さ）	建築物の高さ（避雷針、煙突及びアンテナを除いて算定した建築物の高さ）が15ｍを超えないものであり、かつ地上部分は３階建以下とする。ただし、既に高さが15ｍを超えている建築物の改築又は増築にあっては、既存建築物の高さを超えないこと。
		デザイン	建築物の屋根の形状は、原則として５分の１以上の勾配を有する切妻型とする。
		材　料	外壁面等公園利用者から望見される部分についてはできるだけ自然材料もしくは自然材料を模したものを使用する。
		色　彩	建築物の屋根の色彩はこげ茶色とし、自然材料で被覆しない部分については原則として茶系統色を基調とする。
		修景緑化 残土処理	別表２による。
野営場	乗鞍高原	基本方針	乗鞍高原探勝のための拠点としてテントサイト、ケビン等野営施設の充実整備を図る。
博物展示施設	乗鞍高原	基本方針	乗鞍高原における自然探勝の基幹施設として把握し、自然解説、教化機能の充実を図る。
駐車場	乗鞍高原	基本方針	現在、鈴蘭地区及び一ノ瀬地区等利用拠点に駐車場が適正に配置されており、既存施設の充実整備を図る。

事業の種類	地　区	項　目	取　扱　方　針
			なお、冬季スキー利用の集中する時期については駐車場の有効利用が図られるよう検討を進める。
園　地	乗鞍高原	基本方針	快適な利用環境を保持・育成するため自然を生かしながら積極的に整備を進めていく。特に園路については自然探勝のための重要な施設であり、興味地点等を廻遊できるよう計画的に配置していく。
スキー場	乗鞍高原	基本方針	風致に大きな影響を与えない範囲内で初級者から上級者まで快適に利用できるよう既存コース、ゲレンデの整備、リフトの機能向上を図る。また、各スキー場間の連携を密にするためのコース、リフトの新設等スキー場区域全体の有効活用を図る。
		区　域	当面事業決定区域内にとどめることとし、上部への拡張は認めない。 なお、ワサビ沢上部鳥居尾根北西側の山麓から一般に望見されない地域については、今後の利用動態をみたうえで将来検討する。

3. 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

当地区を四季を通じた滞在型の利用地域としてとらえ、自然探勝型利用の充実を図るため、関係機関、団体、事業者等と協力し次のような活動を進めていくものとする。

① 自然観察会の実施

「自然に親しむ運動」期間中を中心に現在実施している自然観察会をさらに充実し、定着化を図る。また、春の探鳥会、冬のクロスカントリースキーを利用した雪上自然観察会等、四季を通じて利用者に自然とのふれ合いの機会を提供する。

② 既存歩道の改良整備、セルフガイドブックの作成

既存歩道の指導標、解説板、樹名板等をさらに充実整備することによって自然解説的機能の向上を図るとともに自然観察のためのパンフレット類を作成し、利用者が自ら、自然と接して

いけるよう誘導する。

③　乗鞍自然保護センターの活用

当施設は、乗鞍高原における自然解説、教化の核となるべき施設であり、周辺の自然を活用した解説活動等さらに運営面において充実を図る。

④　地元研修会等の実施

利用者に対する教化、啓蒙、案内等適切な誘導ができるように宿舎経営者、従業員等を対象とした研修会や観察会を実施する。

(2)　利用の規制

①　野営の規制

植生の破壊、環境汚染及び風紀上の観点から指定地外での野営禁止の措置を講ずる。

②　ヘリコプターによる遊覧飛行の規制

騒音や事故の危険等あるいは公園利用として不適当であることから、離発着、飛行コースについて規制又は誘導していく。

4.　地域の美化修景に関する事項

(1)　美化清掃計画

乗鞍高原を美しくする会（清掃補助金交付団体）及び住民が清掃活動を行っている。今後も、特にシーズン中の清掃活動を重点的に行うとともに、ゴミ持ち帰り等のＰＲ活動を推進していくものとする。

(2)　修景緑化計画

施設周辺及び道路沿線については、つとめて周辺地域に生育する植物と同種の植物により修景を図る。

第４　平湯地区管理計画区

1.　概要及び管理方針

(1)　概　　要

項　　目		概　　要
範　　囲		岐阜県吉城郡上宝村の別添図面に示す区域
土　地　所　有		環境庁所管地、村有地、民有地
公園計画	保護計画	第２種特別地域
	利用計画	平湯集団施設地区 （詳細計画あり） 道　路 車道２路線（高山・松本線、平湯温泉線）
他法令及び権利制限関係		水源かん養保安林
自然の概要	標　高 （最低～最高）	1,220 m～1,870 m
	地形・地質	焼岳から乗鞍岳にかけての火山群の山腹、高原川が深い谷間を形成しており、平湯付近は、段丘堆積物、扇状地堆積物等の平坦な地形である。 また、巾６ｍ、落差45ｍの平湯大滝がある。
	植　　生	低山帯植生から一部亜高山帯常緑針葉樹林が見られる。 ミズナラ、ウラジロモミ、トチノキ、サワグルミ、シラカンバ、ネズコ、サワラ、トウヒ、アオモリトドマツ等 林床にはシナノザサが繁茂。
	動　　物	ツキノワグマ、ニホンカモシカ、キツネ、ノウサギ等
そ　の　他		平湯温泉
利用の概要	年間利用者数	42 万人
	利用期間	通年、最盛期は７月～８月

項目		概要
利用の概要	利用施設の現況	
	宿泊施設	公園事業宿舎　23軒 その他　民宿、保養所等　7軒
	野営施設	平湯キャンプ場、貸テント
	休養施設	平湯園地、平湯大滝園地
	スキー施設	平湯温泉スキー場、リフト3基
	公共施設	駐車場 2ケ所、公衆便所、郵便局、診療所、給油所、バスターミナル
	教化施設	ビジターセンター（飛騨・北アルプス文化センター）
	その他	売店
その他特記事項		国立公園管理官事務所 高山国道工事事務所平湯出張所

(2)　管理方針

本計画区は、平湯温泉集落を中心とした地域で地区の中心部を国道158号線が通り、乗鞍、上高地への利用拠点として位置づけられている。

当地域は低山帯にあり、ミズナラ、ウラジロモミ林を中心とした針広混交林の自然林で囲まれ、静かな山峡の温泉地の雰囲気が漂っている。本計画区においては、これら周辺のすぐれた自然と調和した、奥飛騨の落ちついた温泉集落の形成に努めることを基本方針とする。また、自然林、平湯大滝等恵まれた自然を活かした自然探勝路、園地等の整備を進める。

2.　風致景観の管理に関する事項

(1)　基本方針

ミズナラ、ウラジロモミ、シラカンバ、トウヒ等の自然林は、本計画区の基本的な景観構成要素であり、これらの自然林の保護育成に努める。

また、集団施設地区としての整備を進めるにあたっても、これらの風致景観と調和を図るものとし、落ちついた雰囲気の温泉集落景観の育成を基本方針とする。

(2)　許可取扱方針

審査指針によるほか、次のとおりとする。

行為の種類	項目	取扱方針
1. 工作物	基本方針	公園計画に合致する利用施設は原則として公園事業として把握し、法17条による許可処分の対象としては取扱わない。
(1) 建築物	位置	目的、内容等の諸条件から風致景観上の支障が最小となる位置とする。
	規模	風致判断に重点を置き、必要最小限とする。
	デザイン	屋根の形状は、切妻、寄棟等落ちつきのある勾配屋根とする。建物外観は、飛騨地方の特徴を活かしたデザインとする。
	材料	外部意匠は極力天然の素材を使用する。
	色彩	屋根はこげ茶色又は、茶色系統とし、外壁は茶又は白色系統とする。
(2) 電柱	基本方針	優れた温泉集落形成のため、新設にあたっては、極力地下埋設とする。
	材料・色彩	建替については木柱及びコンクリート柱で、素材色とする。
2. 広告物	位置・規模	当該施設の敷地内に設置するものとし、表示面積は、同一敷地内において5.0㎡以内とする。色彩は、こげ茶、濃緑色、黒、白系統の4色以内とする。
	色彩	
	照明	照明は動光点滅を伴わず、白色または昼光色とする。

(3)　公園事業取扱方針

別表2「各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか、次のとおりとする。

事業の種類	地区	項目	取扱方針
宿舎	平湯	基本方針	• 温泉保養地、自然探勝及び冬期のスキー等の利用拠点として既存施設の充実整備を図る。 • 宿泊の用に供する建物のうち、以下の要件をみたすものについて、宿舎事業として取扱う。 ア．旅館業法による許可を得たもの又は得る

事業の種類	地　区	項　目	取　扱　方　針
			見込みのあるもの。 イ．通年営業を行うもの。 ウ．宿泊定員が20人以上のもの。 エ．特定の利用者を対象としないもの。
		規　模	建物の高さは17mを超えないものでかつ４階建以下とする。
		デザイン	原則として飛騨地方の特徴を活かしたデザインとし、屋根は切妻又は寄棟とする。
		色　彩	屋根の色彩はこげ茶または茶色系統、外壁は茶または白色系統とする。
園　地	平　湯	基本方針	自然林を活かした自然探勝路、休憩所等を中心とした園地整備を図る。 ・自然探勝路は平湯大滝、スキー場、キャンプ場等を含めた地域全体のネットワークとし、冬期のクロスカントリースキーコースに利用できるようなものとする。 ・入口標識、案内板、自然解説板等を整備し、自然とのふれあいを深められるよう配慮する。
	平湯大滝	基本方針	平湯大滝は、巾６ｍ、落差45ｍ、水量の多い堂々とした滝で、平湯温泉における主要な興味ポイントである。滝を中心とした水辺景観の保全を図りつつ、大滝展望地、駐車場、歩道等施設の充実整備を図る。
駐車場	平　湯	基本方針	新設されるアカンダナ駐車場の充実整備と既存駐車場の効率的な利用を図る。
野営場	平　湯	基本方針	ミズナラ、シラカンバ等の林間キャンプ場としての現在の雰囲気を維持していくことを基本とするが、未利用地の林間についても園地として活用していくことにより利用者の分散を図る。また、便所の老朽化が目立つので、建替等により整備を図る。

事業の種類	地　区	項　目	取　扱　方　針
スキー場	平　湯	基本方針	初級者から上級者までの利用者に対応したゲレンデの整備を行うが、風致景観上の支障のないよう大面積の伐開は行わない。裸地化した部分の緑化、修景に努めるとともに、スキーセンター、ロッジ、休憩所、駐車場等の付帯施設の拡充整備を図る。
道　路（車　道）	高山・松本線（国道158号）	基本方針	安房トンネル工事に伴う修景緑化にあたっては、郷土種を用いることとする。
	平湯温泉線	基本方針	バイパス部分の新設については、大巾な地形の改変を避け、周囲の植生や動物の生育環境に与える影響を最小限とするよう充分配慮する。

3．利用者の指導に関する事項

(1)　自然解説に関する事項

ア．基本方針

ビジターセンター（飛騨・北アルプス文化センター）を拠点として、自然探索路を利用した四季を通じての自然観察会を行う。

イ．ビジターセンターの運営にあたっては次のことに重点をおく。

- 展示内容及び管理運営体制の充実
- 自然観察会等各種行事の開催
- 自然観察パンフレットの作成
- 自然解説員の養成
- 地元住民との協力連携

ウ．ビジターセンターを基地とした関連施設として次のような施設の整備を図る。

- 案内標識、解説板等の指導標
- 動物観察小舎
- 冬期も利用できるような（クロスカントリースキー等）ネイチャートレールネットワーク

(2)　利用者の誘導、規制

- 指定地以外での野営禁止
- スキー場から集落内にかけての道路上でのスキー滑走の禁止についての措置を講じる。

4. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

北アルプス美化の会（清掃補助金交付団体）及び平湯区の住民が清掃活動を行っているが駐車場、道路沿線等でのゴミ散乱が著しく、今後もこのような場所での清掃活動に重点をおくとともにゴミ持帰り等のＰＲ活動を推進していく。

第５　単独施設地区管理計画区

Ⅰ．日影平地区

1. 概要及び管理方針

(1) 概　要

項　　目		概　　要
範　　囲		岐阜県高山市の別添図面に示す区域
土地所有		市有地
公園計画	保護計画	第３種特別地域、普通地域
	利用計画	単独施設（日影平） 園　地 宿　舎 野営場 スキー場 道　路 車道（日影平線） 歩道（日影平乗鞍岳線）
他法令及び権利制限関係		保安林
	標　高（最低～最高）	1,350 m～1,600 m

項　　目		概　　要
自然の概要	地　　形	乗鞍岳の西面山麓にのびる長大な尾根の西端に位置し、日影平山（1,595 m）から西に向う尾根の比較的なだらかな南面傾斜地となっている。
	植　　生	低山帯植生 ミズナラ、ウラジロモミ、シラカンバ等とともに、レンゲツツジが見られる。
	動　　物	キツネ、ノウサギ等の哺乳類の他鳥類が多数生息している。
利用の概要	年間利用者数	約20万人
	利用期間	通　年
	利用施設の現況その他	宿泊研修施設　国立青年の家 公園区域外隣接地に次の施設がある 飛騨高山キャンプ場 飛騨高山スキー場 乗鞍高原運動広場 （グランド、テニス、バレーボールコート等）

(2) 管理方針

本計画区は、昭和59年６月、新たに国立公園区域に編入された地域である。

乗鞍岳の絶好の展望地、丸黒山を経由しての登山道の入口等、乗鞍岳西面の利用拠点として位置づけられている。

土地所有形態が公有地であることから、自然とのふれあいを重点とした施設整備を行う。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可取扱方針

審査指針及び別表１「各管理計画区共通許可取扱方針」により指導する。

(2) 公園事業取扱方針

別表「各管理計画区共通公園事業取扱方針」により取扱う。

3. 利用者の指導に関する事項

(1) 基本方針

本計画区には、宿泊研修施設があり、利用者の指導が有効に行われているので、今後もこれらの施設を拠点として継続していくほかガイドブック、パンフレット、案内板等の作成、設置により自然解説機能の一層の充実を図る。

4. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

各施設において美化清掃を行うとともに、乗鞍山上地区と連携を図りつつ地区全体の美化清掃を推進していく。

Ⅱ 白骨温泉地区

1. 概要及び管理方針

(1) 概　要

項目		概要
範囲		長野県南安曇郡安曇村のうち別添図に示す区域
土地所有		国有林、公有地、民有地
公園計画	保護計画	第2種特別地域
	利用計画	単独施設 宿舎、園地、駐車場 道路 車道2路線（奈川白骨線、白骨温泉線）
他法令及び権利制限関係		砂防指定地
自然の概要	標高（最低～最高）	1,350 m～1,700 m
	地形・地質	湯川の中流域に位置し、急斜面に囲まれた谷間のため地形はけわしく平坦地はほとんどみられない。地質は主に石灰岩からなり、その断層から湧出する温泉は石灰分を含み白濁している。地区内には国指定の天然記

項目		概要
自然の概要	地形・地質	念物に指定されている噴湯丘や球状方解石があり、これらも石灰岩に関係した温泉堆積物である。
	植生	落葉広葉樹林域 ブナ、ミズナラ、トチ、サワグルミ等渓谷沿いに自然林がかなり残っている。
	動物	シジミチョウ類が多数生息している。
利用の概要	年間利用者数	平成4年　実数　212千人 延長　（同一人が2日間にわたる場合は2人として計算） 389千人
	利用期間及び利用形態	通年利用されており、主たる利用形態は温泉保養となっている。
	利用施設の現況 宿泊施設 その他	公園事業宿舎　11軒　　収容力　約1,300人 売店、喫茶等
その他特記事項		江戸時代から温泉として利用されており地区全体が由緒ある調和のとれた温泉地としての雰囲気を保っている。

(2) 管理方針

落ちついた温泉集落地としての雰囲気を今後とも維持していくことを基本とする。施設の整備にあたっては既存施設の充実のほか、宿泊利用者を対象とした渓流沿いの園路整備等、風景観賞や地区内の自然・人文への理解を深める施設の整備を進める。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可取扱方針

自然公園法第17条第3項に規定する行為については、審査指針、及び別表1「各管理計画区共通許可取扱方針」による。

(2) 公園事業取扱方針

別表2「各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか宿舎については次のとおりとする。

事業の種類	地区名	項目	取扱方針
宿舎	白骨温泉	基本方針	地区全体として統一のとれたデザイン等を指導し、温泉集落地としての景観を維持、育成していくことを基本とする。
		高さ	建物の高さは、塔屋を除き17ｍを超えないものとし、塔屋を含めても20ｍ以下でかつ４階建以下とする。ただし、既に高さが17ｍを超えている場合は、既存建築物の高さを超えないものとする。なお、渡り廊下等で連絡されている場合は別棟として取扱う。
		形態	日本在来の建築様式とし、屋根の形状は入母屋、寄棟、切妻等の勾配屋根とする。
		材料	屋根はスレート板等光沢の少ない落ちついた材料を極力使用する。外壁は板張り、白壁塗等、自然材料を極力使用する。
		色彩	屋根はこげ茶色、又は暗灰色～黒色とする。外壁は自然材料で被覆しない部分は茶系統色を基調とする。

3. 利用者の指導に関する事項

(1) 基本方針

本地区では現在、特に利用者指導については実施していないが今後は地区内における園路整備にあたって自然解説機能についても充分配慮する。

4. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

「乗鞍を美しくする会」の清掃活動範囲に含め各施設周辺をはじめ、地区全体についても美化清掃活動を充実していく。

Ⅲ. 沢渡地区

1. 概要及び管理方針

(1) 概　要

項目		概要
範囲		長野県南安曇郡安曇村のうち別添図に示す区域
土地所有		村有地、民有地
公園計画	保護計画	第２種特別地域
	利用計画	単独施設 宿舎、駐車場 道路 車道２路線（高山松本線、白骨温泉線）
自然の概要	標高	約 1,000 m
	地形・地質	梓川が霞沢と合流する地点に位置し、両岸とも山が迫った渓谷に、帯状に狭い平坦地がみられる。
	植生	落葉広葉樹林域に属し、急斜地には自然林が残っているものの、ほとんどカラマツ植林地となっている。
	動物	ヤマセミ、オオルリ等鳥類が多数生息している。
利用の概要	年間利用者数及び利用形態	上高地等周辺の景勝地利用のための基地としての性格を有するが、通過利用及び上高地マイカー規制時の乗継基地としての利用がほとんどである。
	利用施設の現況 宿泊施設 公共施設 その他	 宿舎４軒（うち公園事業宿舎２軒） 駐車場 食堂、売店
その他		梓川左岸側に霞沢発電所がある。

(2) 管理方針

上高地マイカー規制に伴う交通の要所（バス・タクシーへの乗継中継地）として、その機能を充実させるとともに、国立公園の玄関口としてふさわしい風致景観の維持、改善に努める。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可届出等取扱方針

審査指針及び別表1「各管理計画区共通許可取扱方針」による。

(2) 公園事業取扱方針

別表2「各管理計画区共通公園事業取扱方針」によるほか駐車場については次のとおりとする。

事業の種類	地区	項目	取扱方針
駐車場	沢渡	基本方針	上高地マイカー規制時の乗継基地として有効に活用されるようその拡充を図る。 なお、修景緑化等にも充分配意する。

3. 利用者指導に関する事項

(1) 基本方針

通過利用地点であるため、特に自然解説等は行っていないが、公園の玄関口にあたり、また交通の要所（上高地マイカー規制時の乗換地）であることから交通情報をはじめ各種の情報提供に努める。

4. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

利用シーズンを中心に地区全体の美化清掃活動の充実を図る。

(2) 修景緑化計画

道路沿線を主体に修景緑化を推進していく。

第6 乗鞍山麓地区管理計画区

1. 概要及び管理方針

(1) 概　要

項目		概要
範囲		岐阜県大野郡丹生川村、同朝日村、同高根村、同吉城郡上宝村及び長野県南安曇郡安曇村のうち別添図に示す区域
土地所有		国有林、公有地、民有地
公園計画	保護計画	第1種、第2種、第3種特別地域、普通地域
	利用計画	単独施設　園地1（平湯峠）、宿舎2（位ケ原、冷泉小屋） 避難小屋1（千町ケ原） 道路 車道6路線（白骨温泉線、番所乗鞍岳線、奈川白骨線、平湯温泉線高山松本線、平湯乗鞍岳線） 歩道5路線（乗鞍高原乗鞍岳線、日影平乗鞍岳線、長倉本谷丸山線阿多野郷乗鞍岳線、平湯乗鞍岳線
他法令及び権利制限関係		水源かん養保安林 鳥獣保護区
自然の概要	標高（最低～最高）	1,200 m～2,600 m
	地形・地質	剣ケ峰を主峰とする乗鞍火山群からなる乗鞍岳の火山堆積物で山腹から山麓部一帯の傾斜地となっている。
	植生	低山帯～亜高山帯～高山帯までの各種植生が見られる。 • ミズナラ、ブナ、サワグルミ、ウラジロモミ林 • シラビソ、トウヒ、アオモリトドマツ等の亜高山針葉樹林 • ダケカンバ、ミヤマハンノキ、ウラジロナナカマド等の亜高山低木林 • ハイマツ群落 • 湿原植物群落（安房平、千町ケ原）

項目		概要
自然の概要	動物	・ツキノワグマ、ニホンカモシカ、キツネ、ノウサギ等の哺乳類の他鳥類が多数生息している。
利用の概要	年間利用者数	約50万人
	利用期間	5月から10月（一部除き）最盛期は7月～8月
	利用施設の現況	
	宿泊施設	公園事業宿舎2軒
	野営施設	な し
	休養施設	平湯峠園地
	公共施設	な し
	その他	登山道

(2) 管理方針

本計画区は、乗鞍岳の山腹から山麓部一帯の広い地域で、利用地点と利用地点を結ぶルート上にある地区と、利用地点からの景観対象地区とから成っている。

従って、低山帯から高山帯にかけてのすぐれた自然林を保全することにより、雄大な山岳地の景観を維持することを基本とする。

特に道路沿線においては、修景緑化を推進していくものとする。

2. 風致景観の管理に関する事項

(1) 基本方針

前項で述べたとおり、本計画区は、乗鞍岳の雄大な山岳地の景観要素の大部分を占める地域であり、本地域には、人工構築物は、車道を除きほとんど存在していない。

従って今後も現在の風致景観の維持に努めることを基本とする。

(2) 許可届出等取扱方針

特別地域については、審査指針及び別表1「各管理計画区共通許可取扱方針」による。

普通地域においては、当該地域の現状を維持し、特別地域に影響を及ぼさないことを基本に判断する。

(3) 公園事業取扱方針

別表「各管理計画区共通公園事業取扱方針」は次のとおりとする。

事業の種類	地区	取扱方針
宿舎 園地 避難小屋	位ケ原及び冷泉小屋 平湯峠 千町ケ原 平湯温泉郷 平湯乗鞍岳線（県道平湯久手線及び乗鞍スカイライン）	乗鞍岳登山及び春山スキーの基地として既存施設の充実整備を図る。なお、増改築にあたっては現在の宿舎のデザイン、色彩等を継承する。 国立公園の玄関口としての雰囲気を創出していくため既存施設の充実整備を進める。 日影平及び長倉本谷から乗鞍岳への長い登山道の中間に位置し、緊急避難のための施設として整備する。 今後は、土砂崩壊等の災害防除工事が予想されるが、周辺の植生への影響を最小限とするよう配慮し、ロックネットは、既存のものと同一色として統一を図る。 県道平湯久手線は平湯から平湯峠に至り乗鞍スカイラインに接続する道路として、5月～10月の間利用されており今後も適正な維持管理を図る。 乗鞍スカイラインは、第2－2－(3)のとおりであり、土留擁壁、ロックネット等災害防除工事が今後とも予想されるが、充分な緑化修景を図る。

3. 利用者の指導に関する事項

(1) 基本方針

本計画区域は前述のとおり利用拠点となる地区が少なく歩道、車道等の線的利用地域であるので、ガイドブック、パンフレット等により地域の自然解説、及び利用の安全性、快適性の確保、及び野営の禁止等の利用者指導を行っていくものとする。

4. 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

宿舎以外においてはクズカゴ等を設置しないこととして、最寄りの施設までのゴミ持ち帰り運動を積極的に進めるものとする。

また、道路沿線の美化清掃は、今後も地域の清掃団体、事業執行者等の協力により行うこととする。

別表１　各管理計画区共通許可取扱方針

「国立公園内における各種行為に関する審査指針（昭和49年11月、環自企第570号）」によるほか、次のとおりとする。

行為の種類	項　目	取　扱　方　針
1．工　作　物	基本方針	公園計画に合致する利用施設は原則として公園事業として把握し、法17条による許可処分の対象としては取扱わない。
(1) 建　築　物	位　置	目的、内容、必要経費等の諸条件から、風致景観上の支障が最小となる位置とする。
	規　模	風致判断に重点を置き、必要最小限とする。
	デザイン 色彩他	公園事業取扱方針に準じる。
(2) 道　路 （車　道）	基本方針	目的及び必要性を充分審査し、必要最小限の規模及び自然改変が最小となる路線とする。
	付帯施設他	各管理計画区共通、公園事業取扱方針に準じる。
(3) 電　柱	基本方針	主要展望地点、展望方向の景観に支障がある位置には許可しない。公園計画車道沿線のものについては特に慎重に審査する。電気、電話が併行する場合は共架を原則とし、また、極力地下埋設となるよう指導する。
	色　彩	コンクリート柱及び鋼管柱は素材色、木柱は無着色またはクレオソート塗色とする。但し、既に着色された路線の一部のみを改築し、上記に従うのが不適当である場合は、従来の塗色（緑色系は除く）に従う。
(4) 遭難慰霊碑等	基本方針	原則として許可しない。
2．木竹の伐採	基本方針	各種施設の維持管理上必要と認められ、風致景観上の支障が小さいもの及び安全確保上必要なもの以外は原則として許可しない。（通常の森林施業にかかるものは、別途取扱いによる。）
3．土石の採取		
(1) 温泉ボーリング	基本方針	既存泉源に与える影響を充分審査する。
(2) 調査ボーリング	基本方針	調査目的の本体工事に関する許可見込みについて考慮のうえ判断する。地熱発電にかかるボーリングは、現在発電所本体が許可される見込みがないため、許可しない。
4．広　告　物		
(1) 指　導　標	基本方針	公共的なもの以外は許可しない。
	設置箇所	目的を達する範囲で風致景観上支障の小さい位置とする。また、同種の目的を持つものは統合する。
	規　模	審査指針の数値は上限とし、個々に必要最小限とする。
	デザイン 材　料	木材の質感を基調とした簡素なものとする。
	色　彩	原則として、地色はこげ茶等の濃色、文字は白として使用色数を抑える。
	照　明	動光、点滅を伴わず、白色または昼光色とする。
(2) 営業用広告物	基本方針	地区内の公園事業執行上必要と認められるもの以外は許可しない。なお、公園事業敷地内にある広告物は、事業付帯施設として取扱う。
	設置箇所他	同　上
5．高山植物等の採取	基本方針	採取目的を充分審査のうえ判断する。

別表２　各管理計画区共通公園事業取扱方針

事業の種類	項　目	取　扱　方　計
道　路 （車　道）	基本方針	公園計画車道は事業執行の有無は別として、すべて通行可能となっており、今後は路線の改良や防災工事が主体となるものと思われる。現在、公園事業として未執行の車道については巾員が狭く落石の危険が多い等改良整備の必要な路線であり、改良の進捗状況を考慮しつつ将来的には公園事業道路として執行していくものとする。また、当該地域は気候の厳しい高冷地で、しかも地形が急峻なため可能な限り法面の緑化及び周辺植生の保護を図る。
	附帯施設	危険防止柵は原則としてガードロープを用いる。やむを得ずガードレールを用いる場合、遠望される箇所では外側を暗灰色に

事業の種類	項　目	取　扱　方　針
		塗装するか亜鉛メッキ仕上げにする。 案内標識等は必要最小限とし、デザイン、規格等の統一を図る。また、展望地点等に小規模な駐車スペースを設け案内板や解説板を設置することは認める。
	法面処理	モルタル（コンクリート）吹付は、通行の安全確保上他に代替工法がない場合以外、原則として認めない。 ロックネット、ロックフェンス等は暗灰色塗装又は亜鉛メッキ仕上げとする。 擁壁は、新設の場合は原則として自然石積または自然石を模したブロック積とする。既設擁壁の増改築の場合は、手続を必要としないが、同様の指導を行う。
	残土処理	原則として区域外ないしは特別地域外搬出とし、区域内で処理するのは、植生破壊、災害誘発のおそれがなく、風致景観上の支障が小さい場合に限る。
	修景緑化	法面の状況に応じ、各種の緑化用構造物や、客土吹付工法等を併用するが、最終的には、地域本来の植生の復元を目指す。外来植物を利用する場合は腐植を速やかに形成するものを選び、周辺植物の侵入を助成する種とする。 樹木を植栽する場合は、周辺に生育するものと同種のものを原則とする。
	その他	除雪作業による立木、工作物等の損傷がないよう十分留意するものとする。 沿線の美化清掃に配意し、クズカゴを設置する場合は、回収を徹底する。
道路（歩道）	基本方針	現行計画歩道はかなり整備され、一応通行は可能であるが、長大な登山道も含んでおり、今後は安全性の確保、利用による悪影響の防止、利用の快適性の向上を図るため改良整備を進めていく。
	付帯施設	案内板、指導標等は充分な数量を設置するものとし、デザイン、規格等は統一を図る。 クズカゴ、吸殻入れ等は、充分な管理が可能でかつ必要不可欠

事業の種類	項　目	取　扱　方　針
		な場合以外は設置を認めない。
	管理方針	巡視を励行し、予想される危険箇所は充分点検を行う。 利用者による周辺植生の踏付け、ゴミの投捨て、植物の採取等については、積極的にその防止を図る。 下草の刈払い、支障木の枝落し等の維持管理を行い、常に快適な利用を図る。
宿舎等の建築物	デザイン	周囲の自然環境と調和し、簡素で、奇異な印象を与えないものとする。屋根は原則として切妻（勾配のあるもの）とする。
	色　彩	屋根は原則として、こげ茶色等の落着いた色とし、原色は認めない。外壁は、薄茶、白等、屋根と調和のとれた色とする。屋根、外壁、アクセントカラーを合わせて３色以内でまとめる。 外壁への屋号表示は必要最小限のもの以外は認めない。
	材　料	光沢の強いものは避け、自然な質感を持つものとする。
	付帯施設	汚排水処理施設は、水質汚濁防止法の基準を満たすほか、高冷地に適した処理方法とし、湖沼、湿原への放流は極力避けること。
	修景緑化	植栽木は、周辺に生育するものと同種類のものを原則とする。 裸地面は高冷地に適した植物で速やかに緑化するものとし他に代わるべきものがない場合は外来種を使用することもやむを得ない。
	残土処理	地区内で処理可能な小規模なもの、または、施設整備や緑化に役立つもの以外は区域外ないしは特別地域外搬出を原則とする。